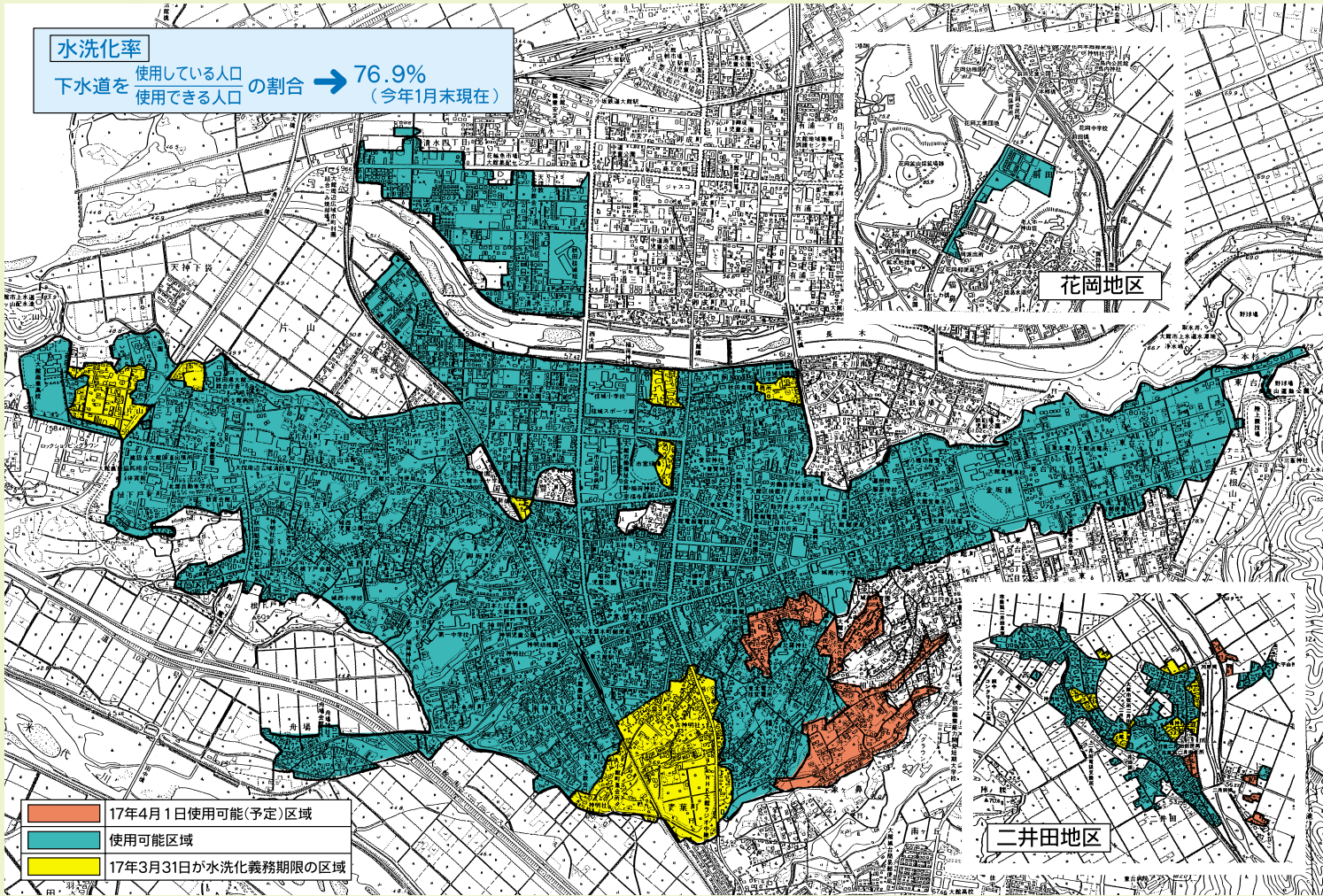


# 公共下水道

～4月1日から新たに23.3haの区域で使用可能に～

問 下水道課 ☎49-3111 (内線211、356)



## 整備の状況

4月1日から新しく公共下水道を使用できるのは、旭ヶ丘、相染町、二井田地区の一部など23.3haです。この区域の570戸では生活污水の排出やトイレの水洗化ができるようになります。また、これにより市全体では534.8ha、7,491戸が下水道処理区域になります。17年度も引き続き、旭ヶ丘、相染町、通町などを整備する予定です。

## 水洗化工事は「排水設備工事指定店」でお早めに

下水道を使用できるようになった皆さん(受益者)には、受益者負担金の納付と下水道を使用するための排水設備(水洗化)工事を行っていただきます。この工事は、下水道法によって使用可能になってから3年以内に行うことが義務付けられています(水洗化義務期限)。また、工事が済んで下水道の使用が始まると月々の使用料が掛かります。

## 平成14年度に使用可能になった区域のみなさんへ

平成14年度に下水道が使用できるようになった、独鈷町、栄町、川原町、田町、末広町、豊町、田代町1～3区、一心町、南町、泉町、新地、小館花、小館町、片山3丁目、二井田地区の高村、町、小坪川原の各一部の区域内にある建物は、平成17年3月31日で水洗化義務期限の3年が経過します。期限を過ぎると、工事資金を無利子で借りられる制度が利用できなくなります。まだのかたはお急ぎください。

## ご利用ください 融資のあっせん制度

市では、排水設備(水洗化)工事を行う場合に必要な資金を金融機関から無利子で借りられるよう、融資をあっせんしています。ご希望のかたは工事申請の際に工事指定店へお申し出ください。

対象/水洗化義務期限内に工事を行う個人  
融資限度額/50万円(トイレの数により最高150万円)  
償還方法/50カ月以内の元金均等償還



## 2月の交通事故等件数

( )は1月からの累計

消防テレホンサービス ☎42-0119

◆交通事故 18件(45) 傷者 21人(54) 死者 0人(0)  
◆火災 0件(1) ◆救急 147件(272)